

3 飲酒運転の根絶

推進事項1 飲酒運転をなくすための3つの約束の実践

飲酒運転は悪質犯罪です。
厳しい行政処分と罰則があります。

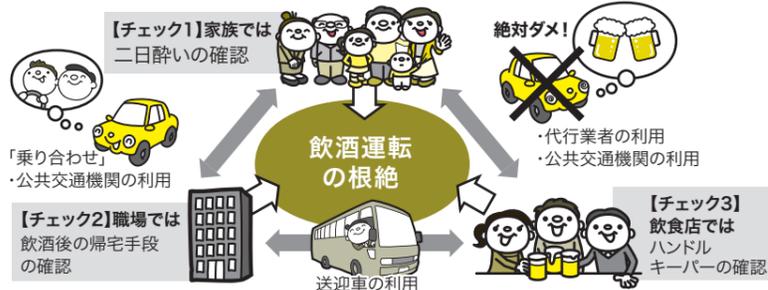
約束1 お酒を飲んだら運転しない

約束2 運転する人にはお酒を飲ませない

約束3 お酒を飲んだ人には運転させない

推進事項2 社会全体で飲酒運転を許さない環境づくりの推進

地域社会全体で飲酒運転を ①しない ②させない ③許さない 環境づくり



トピック 【自転車保険加入のお勧め】

自転車で事故を起こすと加害者として
民事・刑事の責任を問われます。

○自転車を取り巻く事故リスクと加害者としての責任



刑事上の責任
懲役、禁固、罰金等の刑事罰

民事上の責任
損賠賠償の責任を負います

*この他にも被害者へのお見舞いや
謝罪等の道義的責任も負います。

【自転車での加害事故例…高額賠償例】

損賠賠償額 **9,521万円**

小学生が夜間、自転車乗って帰宅途中、歩道と車道の区別のない道路で、女性と正面衝突し、被害女性が頭蓋骨骨折等で意識不明となる(H25.7神戸地裁)。

○自転車事故に備えた保険

●TSマーク付帯保険

自転車安全整備士による点検・整備を受けた自転車であることを示すマークに付帯された保険

●個人賠償責任保険

他人にケガをさせるなど、法律上の賠償責任が発生した場合に備えた保険

●傷害保険

誤って転倒するなど自分のケガに備えた保険

保険の種類の内容

種類	事故の相手		自分	取扱先
	生命・身体	財産		
TSマーク付帯保険	○	×	○	自転車安全整備店
個人賠償責任保険	○	○	×	傷害保険各社
傷害保険	×	×	○	傷害保険各社

交通遺児 激励金へのご寄附の お願い

岐阜県では、皆様からの善意のご寄附のもとに、毎年5月5日のこどもの日を基準に、県内にお住まいの交通遺児の方々に対して激励金を支給しています。趣旨に賛同いただき、ご寄附をくださる方は、岐阜県環境生活部環境生活政策課(TEL058-272-8205)までご連絡ください。

ご寄附いただきました皆様、誠にありがとうございました。(平成26年度中：順不同)

中濃消防組合交通安全青年部会様、Dream Power実行委員会様、ぎふ長良川走ろう会様、熊崎久仁子様、小野木景子様、神岡鉱業(株)猛打会様、岐阜県民共済生活協同組合様、(一社)岐阜県道路交通安全施設業協会様、(一社)岐阜県自動車会議所様、小幡雅彦様、全国共済農業協同組合連合会岐阜県本部様、岐阜県飲食生活衛生同業組合青年部様、その他 匿名5名様
※この他、(一社)岐阜県自家用自動車協会様からは交通安全活動に対するご寄附を頂いております。

平成27年

秋の全国交通安全運動

実施期間

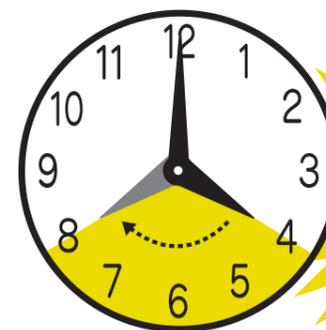
9月21日(月)から9月30日(水)

運動の基本 子供と高齢者の交通事故防止

9月30日(水)は 交通事故死ゼロを目指す日です

国内では、記録の残る昭和43年以降、毎日、交通事故死が発生しています。

交通安全に対する国民の意識を高めるため、平成20年1月から国民運動として、「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられました。一人ひとりが、交通事故に注意して行動することによって、交通事故をなくしましょう。



魔の時間帯

死亡事故の約3割が「魔の時間帯」(午後4時～午後8時)に集中!

運動の重点

- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止 (特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

岐阜県交通安全対策協議会

事務局: 岐阜県環境生活部環境生活政策課 生活・交通安全係 TEL:058-272-8205(直通)

平成27年 秋の全国交通安全運動実施要綱の要旨

1 運動の目的

秋口から晩秋にかけて、日没時間の急激な早まりとともに、夕暮れ時から夜間にかけての、いわゆる「魔の時間帯（午後4時から午後8時）」において重大事故につながるおそれのある交通事故が多発する傾向にあります。

本運動は、このような傾向を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

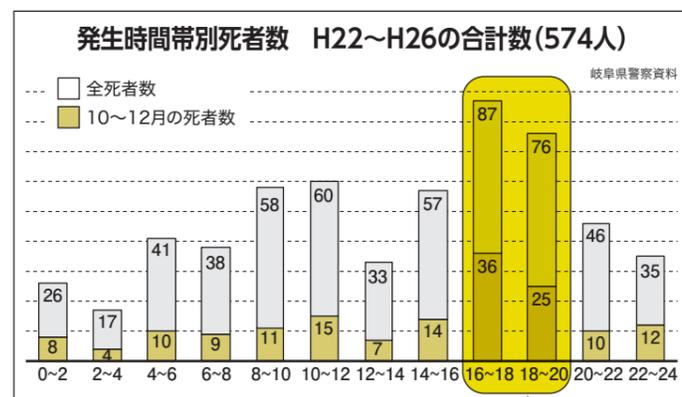
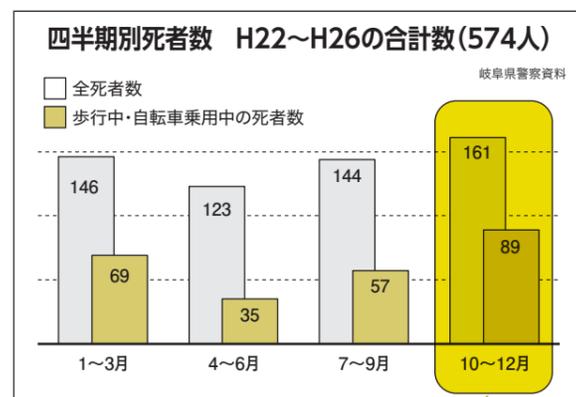
2 運動の基本【子供と高齢者の交通事故防止】の推進項目

- 道路を通行するための幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育・広報啓発の促進
- 通学路等における幼児・児童の安全確保（交通安全指導、保護・誘導活動、交通安全総点検、広報啓発）
- 幼児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用促進
- 幼児二人同乗用自転車乗用時におけるシートベルト着用促進
- 高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
- 高齢の歩行者・電動車いす利用者・自転車利用者に対する街頭での交通安全指導、保護・誘導活動の促進
- 高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用促進と、高齢者マーク表示車両への保護義務の周知徹底
- 子供と高齢者等に対する思いやりのある運転の促進
- 生活道路等における歩行者・自転車の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進
- 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルール・交通マナーの習得及び理解向上と安全行動の促進

3 運動の重点に関する推進事項

1 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止 （特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）

推進事項1 魔の時間帯（午後4時～午後8時）における交通事故防止の推進



秋口から死亡事故が増加！
特に歩行中・自転車乗用中の被害が激増！

『魔の時間帯』が最も危険！
10～12月は、特に魔の時間帯に集中→約4割

推進事項2 トワイライト・オン（早めのライト点灯）キャンペーン【9/21～12/31】との同時啓発の推進

早めのライト点灯で！！

お互いに早めに気づいて事故防止

点灯時間の目安（日没30分前）
9月 …… 午後5時00分ころ
10月 …… 午後4時30分ころ
11・12月 …… 午後4時00分ころ



推進事項3 歩行者・自転車利用者の反射材用品等の着用の推進

反射材は100m以上離れていても光を受けて反射します



反射材用品の種類



推進事項4 自転車利用者に対する交通ルール遵守と交通マナー向上に向けた啓発の推進

自転車運転者講習制度の新設！【平成27年6月1日から】

危険なルール違反を繰り返すと『自転車運転者講習』を受講することになります。

対象となる危険行為	●信号無視 ●一時不停止 ●酒酔い運転 など14類型
危険行為を反復（3年以内に2回以上）	受講命令
	講習の受講 （受講命令違反） 5万円以下の罰金

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子供はヘルメットを着用

2 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

推進事項 全席シートベルト着用義務と正しい使用方法等の周知徹底の推進

道路交通法では、全席のシートベルトの着用と幼児（6歳未満）のチャイルドシート利用が義務付けられています。後部座席もシートベルトを着用しましょう。【道路交通法第71条の3】

正しい着用方法

- 肩ベルトは肩の中心から胸の前を通す
- ベルトがねじれていないか確認する
- 背もたれは倒しすぎない
- 腰ベルトは骨盤を巻くようにしっかり締める
- シートに深く腰掛ける
- バックルの金具を確実に差し込む

⚠️ 非着用の危険性 ⚠️

- 車内で全身を強打する可能性
- 車外に放り出される可能性
- 前席の人が被害を受ける可能性

◇非着用者の致死率は着用者の **約15倍**
◇非着用死者の車外放出の割合は着用者の **約22倍**
◇チャイルドシート不使用での致死率は、使用時の **約3倍**

（警察庁 資料）

命を守るチャイルドシート…「抱っこ」では子供の命は守れません。

<p>乳児用 体重：13kg未満 身長：70cm以下 年齢：新生児～1歳位</p>	<p>幼児用 体重：9～18kg 身長：65～100cm 年齢：1～4歳位</p>	<p>学童用 体重：15～36kg 身長：135cm以下 年齢：4～10歳位</p>
--	--	---

※上記表年齢値等は参考数値です。取扱説明書等に従って正しく使用しましょう！